

栗東市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について一般的な基準その他必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営と市民への安心の提供に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市の債権」とは、金銭の給付を目的とする市の権利をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令等の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

2 市長は、市の債権について、債務者の滞納理由その他必要な事項の把握に努め、必要な措置を講ずるものとする。

(管理体制の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

(台帳の整備)

第6条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

(債権の放棄)

第7条 市長は、市の債権（当該債権の時効による消滅について、債務者による時効の援用を要するものに限る。）について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けていること又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、当該債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (2) 強制執行の手続をとっても、なお完全に履行されない債権について、強制執行の手続が終了した場合において債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項其他法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき（当該債権につき保証人がある場合を除く。）。
 - (4) 消滅時効に係る時効期間が経過したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
 - (5) 徴収停止の措置をとった債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においてもなお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
 - (6) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
 - (7) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
- 2 前項の規定は、この条例により難い特別の事情があるものとして規則で定める市の債権については、適用しない。

（報告）

第8条 市長は、前条第1項の規定により市の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（栗東市水道事業給水条例の一部改正）

- 2 栗東市水道事業給水条例（昭和37年栗東町条例第4号）の一部を次のように改める。

目次中「第24条—第33条の3」を「第24条—第33条の2」に改める。

第33条の3を削る。

栗東市債権管理条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について一般的な基準その他必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営と市民への安心の提供に資することを目的とする。

【解説】

この条例の目的は、市の債権の管理に関する事務処理について、一般的な基準などを定めることにより一層の適正化を図ると共に、公正かつ円滑な行財政運営と市民への安心の提供を明らかにするものです。

なお、原則として、栗東市上下水道事業所の企業会計による収入についてもこの条例に準じて取り扱うこととします。

(定義)

第2条 この条例において「市の債権」とは、金銭の給付を目的とする市の権利をいう。

【解説】

この条は、本条例内の用語について「市の債権」を地方自治法第240条第1項本文にならった定義としています。

【参考】

地方自治法第240条第1項

(債権)

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

【解説】

他の法令、条例との関係を定めたもので、市の債権は多種多様であり、地方自治法、同法施行令、民法や地方公営企業法をはじめとする国の法令、市の条例、規則それぞれに債権管理に関する規定があります。

この条例は、法令、条例、規則、規程に特別の定めがある場合を除き、市の債権管理

については、本条例によることとなります。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令等の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

2 市長は、市の債権について、債務者の滞納理由その他必要な事項の把握に努め、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

市の債権管理にあたって、法令等の規定に従った適正な管理と、そのための必要な措置を講じる義務を市長の責務として規定するものです。

(管理体制の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

【解説】

市の債権管理のために、庁内の連絡体制や適正な運用に係る体制の整備について、義務づけを定めるものです。

(台帳の整備)

第6条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

【解説】

市の債権管理のために、管理台帳の整備について、義務づけを定めるものです。

なお、台帳の様式については既に各債権保有課にて整備されていますが、栗東市債権管理条例施行規則第2条で規定する「債権の名称、債務者の住所及び氏名、債権の額、債権の発生及び徴収の履歴に関する事項、その他債権の性質に応じ必要と認められる事項」を満たす内容であるものを明確にするものです。

(債権の放棄)

第7条 市長は、市の債権（当該債権の時効による消滅について、債務者による時効の援用を要するものに限る。）について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けていること又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、当該債

権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。

- (2) 強制執行の手続をとっても、なお完全に履行されない債権について、強制執行の手続が終了した場合において債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき（当該債権につき保証人がある場合を除く。）。
 - (4) 消滅時効に係る時効期間が経過したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
 - (5) 徴収停止の措置をとった債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においてもなお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
 - (6) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
 - (7) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
- 2 前項の規定は、この条例により難い特別の事情があるものとして規則で定める市の債権については、適用しない。

【解説】

債権放棄ができる債権は「時効による消滅について、債務者による時効の援用を要するものに限る。」、つまり私債権を対象としています。

私債権は、未納のまま時効期間が経過した場合であっても、債務者から時効の援用がなければ消滅しません。このため事実上、徴収が不可能な債権が累積し債権管理業務が非効率になりがちであることから、徴収の過程においていかなる徴収努力を行っても回収の見込みがなく、かつ時効の援用がなされない債権を放棄することができることと定めたものです。

債権を放棄するには原則として議会の議決を必要としますが、条例に特別の定めがある場合には議会の議決は不要となり（地方自治法第96条の条文では「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」と定められている。うち、第1項第10号において「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。」との規定がある。）、本条例を定めることにより、実質的に徴収不能に陥っている債権について、議会の議決を経ることなく債権を放棄することを可能とし、債権管理の合理化、効率化を図ることを目的としています。

ただし、債権によっては発生事由や管理の経過において特別の事情があり、この条例により放棄することが適切でない場合があります。栗東市債権管理条例施行規則第4条で規定する債権については、この条から適用を除外することを第2項において規定して

います。

(第1号)

「著しい生活困窮状態」とは、単に現状として生活困窮状態であることを理由に債権を放棄することは適当ではないが、生活保護を受けている、またはこれに準ずる状態にある債務者から取立てを行うことは、社会通念上、過酷であると考えられることから放棄事由としています。「これに準ずる状態」とは、生活保護は受けていないが申請すれば受給が認められると推測される状態（目安として厚生労働大臣が定める生活保護基準の10%程度の誤差の範囲）をいいます。

「資力の回復が困難」とは、債務者との面談等により資力の回復の可能性を伺わせる事情（例えば、転職により給料が増える見込みがある、遺産分割協議が進行している等）が存在しないときは、資力の回復が困難と判断できます。

(第2号)

強制執行によっても債務が回収できなかったということは、法的にできる徴収の努力はすべて行ったにもかかわらず、他に回収の手立てがないことが明らかであることから放棄の事由としたものです。

(第3号)

破産や法人の倒産により免責が確定した場合は、法律的にも請求することができないとされています（破産法第253条第1項。ただし、税の請求権はこの限りではありません。）。債務者から破産の免責がされた旨の申し立てがされた場合は、裁判所による免責決定の写し等を提出させることとします。ただし、裁判所の決定により本市が保有する債権が免責されない場合は除きます。

なお、破産による免責の確定は責任を免れただけなので、その後に債務者の経済状況が回復し、任意に弁済する意向を示しているときは放棄することは適当ではありません。

(第4号)

本市の債権のうち私債権と位置付ける債権は、時効期間が満了しても相手方から時効の援用の申し出がない限り、その請求権は消滅しません。つまり私債権は、時効の効果の発生が債務者の意思にかかっており、債務者の意思が判明しないと消滅しない性格を有しています。

現実的には、債務者から「時効が成立している。」との意思表示（援用）があることはほとんどなく、永久的に債権を管理し続けることになるため放棄事由の一つとしています。

ただし、本市が放棄する前に、債務者から任意による債務の承認（債務承認書や分割

納付誓約書の提出など) や納入があったものは、債務者自らが時効の権利を放棄したものとみなし、債務の承認または納入のあった日から時効の期間が再スタートします。

債務者が時効の援用をしない「特別の理由」も、この分割納付誓約書の提出や口頭による債務の承認がこれにあたります。

(第5号)

徴収停止の措置を講じた後、相当の期間を経過しても状況が変わらないときは、回収の見込みがまったくないと考えられることから、放棄の事由としたものです。

「相当の期間」とは、他市事例等から判断すると1年程度が適当と考えられ、栗東市債権管理条例施行規則第3条にてその旨を規定しています。徴収を停止すると判断した時点で一定の調査等は終えていることを前提に、その後の状況が変わらなければ1年で放棄することができるかと定めています。

(第6号)

債務者が死亡した場合、原則として被相続人(死亡した債務者)の債権債務は相続人に相続され、その相続人が当該債務を弁済する義務を有します。

その債権について、限定承認(相続によって得た財産の限度においてだけ、被相続人の債務及び遺贈を弁済する相続形態、またはこのような留保付で相続を承認する相続人の意思表示のこと。)があった場合、強制執行に必要な費用(相続財産の換価、配当のために要すると認められる費用)と他の優先債権等の合計額が相続財産を超えるときには、実質的に限定承認によって相続財産から回収できる見込みがないものと判断し放棄するものです。ただし、相続人が任意に弁済する意思を示しているときには権利の放棄はできません。

なお、「他の債権に優先して弁済を受ける債権」とは、例えば、市が他にも法令上優先して弁済される税等の債権を保有している場合をいいます(地方税法第14条「地方税優先の原則」)。

また、「本市以外の者の権利」とは、例えば、雇用関係の先取特権(民法第308条)により、本市の債権に優先して弁済される給料未払い債権等がある場合をいいます。

(第7号)

債務者が失踪や行方不明等になり、徴収見込みがないにも関わらず債権管理を続けることは、徴収が不可能な債権が累積し債権管理業務が非効率になりがちであることから、相当の期間や時効の成立を待たずに放棄ができる事由としています。

「その他これに準ずる事情」とは、相続人不存在などがこれにあたります。

この号は、主に次のような事例に適用されます。

1. 時効期間が経過する前に、民法第30条の規定による失踪の宣告がなされたとき。

2. 行方不明（個人の場合）の調査を、住民票（直近3ヶ月以内のもの）や戸籍謄本の附表等の照会をもとに居住地や勤務先への調査（県内または日帰り圏内であれば現地確認、近隣住民等からの聴き取り）を行っても所在が判明しないとき。
ただし、行方不明者と認定するためには、市が行方不明であることを認定した後、1年間以上の調査期間を設けるものとします（戻ってくる可能性があるため）。
3. 相続人全員が相続を放棄したとき、または相続人が不存在（3親等程度までは、相続の確認を確実に行うものとします。）のとき。
4. 行方不明（法人の場合）の調査を、商業登記簿から役員の住所の把握や聴き取り等によって実施し、その結果、商号変更や本店移転の事実等が確認され、その事実が登記簿に記載されていない状況にあるとき。
また、法人の解散、または解散の登記はされていないが廃業して将来事業再開の見込みがまったくなく、その財産が不明なとき。
5. 外国人で住民基本台帳の調査の結果すでに出国しており、将来明らかに入国の見込みがないとき。
6. 日本人の海外移住者で、短期滞在を除き海外に移住または出国して将来明らかに帰国の見込みがないとき。

（報告）

第8条 市長は、前条第1項の規定により市の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

【解説】

地方自治体が債権の放棄を行う場合、本来は議会の議決を必要としますが、本市では栗東市債権管理条例を制定したことにより、地方自治法第96条第1項第10号で規定する「条例に特別の定めがある場合」に該当し、議会の議決を要せずに放棄を可能としています。

しかし、その運用にあたっては安易に放棄することなく、的確な調査と慎重な審議に基づいた上で放棄の判断をする必要があります。債権の放棄は財源確保の面から適切に運用することはもちろんですが、きちんと債務を履行している大多数の市民が不公平感を感じ、市政運営への信頼を損なうことがないように十分に配慮することが重要です。

よって、債権を保有する各担当部署が、時効管理をはじめ、納付折衝の経緯（記録の保存）や放棄理由を明確にし、日頃から適切な債権管理を意識した業務を遂行するために、議会への報告を規定するものです。

なお、報告の方法や時期までは条例では規定していません。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例の施行に関して、必要な事項を規則で定める旨を規定したものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の施行期日を規定したものです。

(栗東市水道事業給水条例の一部改正)

2 栗東市水道事業給水条例(昭和37年栗東町条例第4号)の一部を次のように改める。

目次中「第24条—第33条の3」を「第24条—第33条の2」に改める。

第33条の3を削る。

【解説】

この条例(第7条第1項第4号)を制定することにより、「栗東市水道事業給水条例」第33条の3を削除することを規定したものです。

【参考】

栗東市水道事業給水条例第33条の3

(料金の支払請求権の放棄)

管理者は、民法(明治29年法律第89号)第173条の規定により消滅時効が完成した料金の支払請求権について、当該支払請求権を放棄することができる。

栗東市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栗東市債権管理条例（平成27年栗東市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の記載事項)

第2条 条例第6条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (3) 債権の額
- (4) 債権の発生及び徴収の履歴に関する事項
- (5) その他債権の性質に応じ必要と認められる事項

(放棄に係る相当の期間)

第3条 条例第7条第1項第5号の相当の期間は、1年とする。

(債権の適用除外)

第4条 条例第7条第2項の規則で定める市の債権は、栗東市企業事業資金貸付条例（平成12年栗東町条例第30号）の規定により貸し付けた企業事業資金とする。

(滞納処分に係る事務の委任)

第5条 公課（市税以外の市の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。次項において同じ。）に係る滞納処分は、市長の委任を受けた職員（次項において「徴収職員」という。）が行う。

2 徴収職員は、公課に係る滞納処分を行う場合には徴収職員証（別記様式）を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

栗東市債権管理条例施行規則 逐条解説

(趣旨)

第1条 この規則は、栗東市債権管理条例（平成27年栗東市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【解説】

この規則は、施行についての必要な事項を明らかにすることを目的としています。

(台帳の記載事項)

第2条 条例第6条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (3) 債権の額
- (4) 債権の発生及び徴収の履歴に関する事項
- (5) その他債権の性質に応じ必要と認められる事項

【解説】

この条では、条例第6条に規定する台帳の記載事項を明らかにしています。

台帳の様式については、既に各債権保有課において債権毎に整備されていることから、新たに市全体の統一様式を定めずに既存の様式を用いることを基本とします。

ただし、既存様式の中でも第1号から第4号までの内容については最低限記載すべき事項として規定（特に第4号においては、時効管理や訴訟への対応に関する事項（発生年月日、履行期限、督促期限日、徴収に関する履歴、納付折衝や相談に関する記録など）が記されていること。）し、その他各債権の性質に応じて必要と認められる事項の記載を、第5号において規定しています。

(放棄に係る相当の期間)

第3条 条例第7条第1項第5号に規定する相当の期間は、1年とする。

【解説】

この条は、徴収停止の措置を取ってから債権放棄ができるまでの期間を示しています。他市の事例等を参考に「相当の期間」を1年と規定しています。

(債権の適用除外)

第4条 条例第7条第2項の規則で定める市の債権は、栗東市企業事業資金貸付条例（平成12年栗東町条例第30号）の規定により貸し付けた企業事業資金とする。

【解説】

この条では、条例第7条の適用を除外する債権を明らかにしています。

(滞納処分に係る事務の委任)

第5条 公課（市税以外の市の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することのできるものをいう。次項において同じ。）に係る滞納処分は、市長の委任を受けた職員（次項において「徴収職員」という。）が行う。

2 徴収職員は、公課に係る滞納処分を行う場合には徴収職員証（別記様式）を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

【解説】

滞納処分に係る事務委任について規定しています。

当該職員が、滞納処分に係る権限を市長から委任されていることを示しています。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

【解説】

この規則の施行に関して必要な事項を、別に定める旨を規定しています。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

【解説】

この規則の施行期日を規定したものです。

協 定 書

草津市長 橋川 渉 (以下「甲」という。)と栗東市長 野村 昌弘 (以下「乙」という。)とは、草津川跡地 (区間6) 予備設計業務 (以下「予備設計業務」という。) および懇話会について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、草津川跡地 (区間6) の活用方法を検討するにあたり、費用負担割合および業務内容等の基本的事項を定め、甲乙調整のもとに円滑な業務の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定書において草津川跡地 (区間6) とは、甲が計画する草津川跡地整備事業 (区間6) のうち、草津市と栗東市にまたがる部分をいう。

(対象区域)

第3条 この協定の対象となる区域は、草津市東草津三丁目、同市青地町字堤下、栗東市小柿十丁目および同市岡字岡地先とし、別添位置図に示す部分とする。

(協定期間)

第4条 この協定書の期間は、協定締結の日からこの協定書の第12条に定める負担金の支払いが完了するまでとする。

(業務内容)

第5条 この協定書に定める業務の内容は、草津川跡地 (区間6) の整備について、甲乙の双方に有益となるよう、草津川跡地堤体切り下げ後の高さ、道路法線、交通形態等の草津川跡地空間の有効活用方法を検討するものであり、甲が契約主体となり発注する予備設計業務とこの協定書の第10条第1項に定める懇話会の運營業務とする。

(費用の負担等)

第6条 前条に定める業務に要する費用については、甲が契約主体となり発注する予備設計業務に要する費用に加えて、懇話会に要する費用とし、乙は、業務にかかる費用の2分の1を負担するものとする。

(業務内容等の変更)

第7条 この協定書の業務内容を変更しようとする場合または前条に定める費用に著しい変更が生じる場合は、甲乙協議して変更できるものとする。

(打ち合わせ協議)

第8条 予備設計業務の契約相手方との打ち合わせ協議には、甲乙ともに事業主体として参画するものとする。

(地元調整および市民意見の聴取等)

第9条 予備設計業務の実施にあたり地元調整が必要な場合は、甲乙ともに各市域内の地元調整および市民意見の聴取を行うものとする。

(懇話会の設置)

第10条 予備設計業務の実施にあたり、対象区間の活用や周辺道路の交通形態などの詳細部分を検討するため、周辺住民を含めた関係者等と連絡調整、意見交換を行う懇話会を設置する。

2 懇話会の設置にかかる事項については、別に定めるものとする。

(業務完了報告書の提出)

第11条 甲は、予備設計業務が完了したときは速やかに業務完了報告書を乙に提出するものとし、乙は、甲から業務完了報告書の提出があったときは速やかに業務完了の確認を行うものとする。

(負担金の支払)

第12条 甲は、前条の業務完了の確認がなされたときは、この協定書の第6条に定める負担金の清算をおこない、乙に支払いを請求することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに負担金を支払うものとする。

(成果物の引渡し)

第13条 甲は、予備設計業務の成果物を4部作成し、そのうち2部を乙に提出するものとする。ただし、対象区域の模型については、1体作成するものとし、甲乙協議して必要に応じて使用するものとする。

(予算の確保)

第14条 甲および乙は、この協定書が適切に履行されるようそれぞれ必要な予算の確保に努めるものとする。

(その他)

第15条 この協定書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年 8月25日

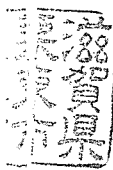
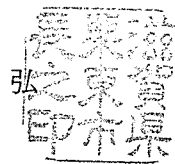
甲 草津市草津三丁目13番30号

草津市長 橋川 涉

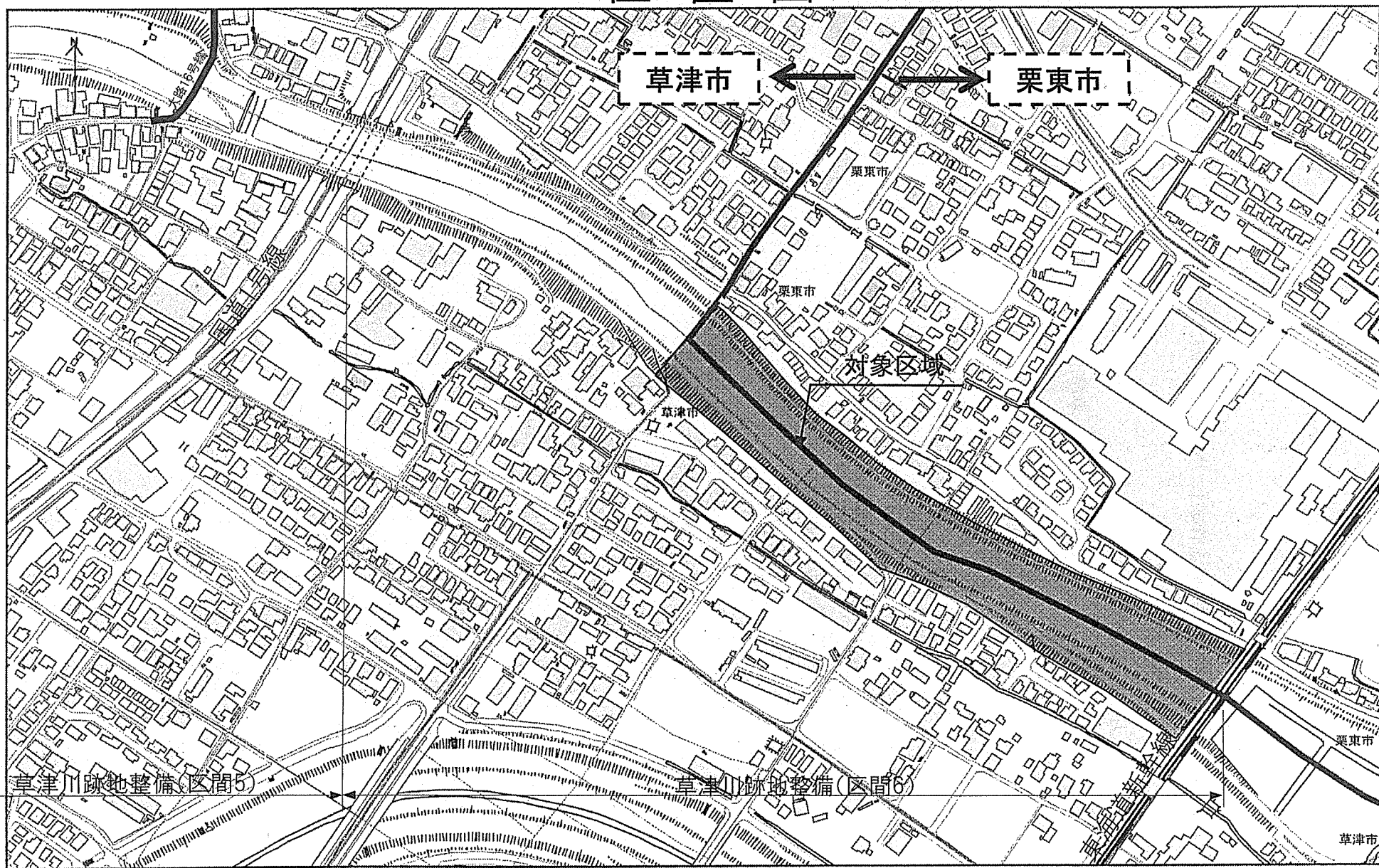


乙 栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市長 野村 昌



位置図



草津川跡地（区間6）活用検討懇話会

11月25日開催 第1回 草津川跡地（区間6）活用検討懇話会

平成14年に草津川放水路（新草津川）に通水が開始され、旧草津川が廃川となったことにもない、廃川跡地の土地利用や道路交通形態について意見交換を行う場として、第一回草津川跡地（区間6）活用検討懇話会を開催します。

（区間6）とは、草津市が平成24年10月に策定した草津川跡地利用基本計画の区域の呼称であり、栗東市では、岡・新屋敷地先と草津市を含む兩岸の部分を指します。

懇話会の傍聴を希望される方は、下記日時に直接会場までお越しください。（事前申し込みは不要です）

- 日時 平成27年11月25日（水曜） 午後2時から
- 場所 栗東市役所 4階 協議会室

会場の都合上、傍聴できる人数を制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（傍聴者を制限する場合は、抽選により傍聴者を決定します。）

お問い合わせ	都市計画課 〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13-33 栗東市役所2階 電話：077-551-0121（公園緑地係） ファックス：077-552-7000 Eメール
--------	--

(参考) 国道1号草津川隧道撤去他工事の進捗について

I 期工事

- ・施工業者: (株)桑原組
- ・工期: 平成26年12月17日～平成28年2月29日



II 期工事 (平成28年2月頃発注予定)

- ・工事概要
- 下り線 復旧
- 交差点改良 他

工事の流れ

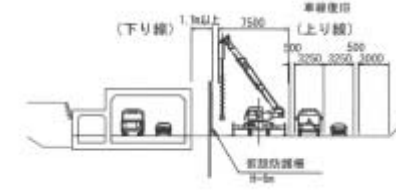
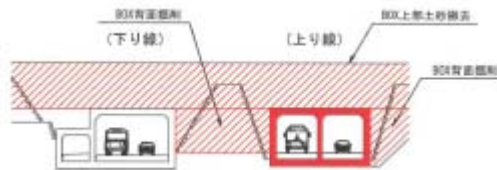
隧道上部掘削 (堤防撤去)



中央分離帯撤去
上り線 (名古屋方面) 切廻し



上り線 復旧
下り線 (京都方面) 切廻し



草津川隧道南側

II 期工事へ

